

訴 状

〒060-0042 札幌市中央区大通西 13 丁目北晴大通ビル 7 階 702

弁護士法人 市川守弘法律事務所内

原 告 コタンの会

代表 清 水 裕 二

〒060-0042 札幌市中央区大通西 13 丁目北晴大通ビル 7 階 702

弁護士法人 市川守弘法律事務所

TEL (281)3343/FAX(281)3383

原告訴訟代理人

弁護士 市 川 守 弘

弁護士 毛 利 節

弁護士 難 波 徹 基

弁護士 木 場 知 則

弁護士 今 橋 直

弁護士 皆 川 洋 美

〒056-8650 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町 3 丁目 2 番 50 号

被 告 新ひだか町

代表者町長 酒 井 芳 秀

改葬義務確認請求事件

訴訟物の価格

貼用印紙

送達費用

2017年10月19日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 弁護士 | 市 | 川 | 守 | 弘 |
| 弁護士 | 毛 | 利 | | 節 |
| 弁護士 | 難 | 波 | 徹 | 基 |
| 弁護士 | 木 | 場 | 知 | 則 |
| 弁護士 | 今 | 橋 | | 直 |
| 弁護士 | 皆 | 川 | 洋 | 美 |

請 求 の 趣 旨

- 1 被告が、別紙墓地改葬事業 1 について、別紙遺骨目録記載の 469 から 629 までの遺骨の、及び別紙墓地改葬事業 2 について、別紙遺骨目録記載の 630 から 661 までの遺骨の改葬義務をそれぞれ負うことを確認する
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

1 当事者

原告は、2015 年 12 月 20 日、浦河町総合文化会館において、日高地方に居住するアイヌ及び日高地方出身のアイヌによって組織された団体で、その目的は北海道大学等の保有する日高地方から持ち去られたアイヌ遺骨の返還を受け、アイヌ遺骨の再埋葬、慰霊を行うことを目的とする団体である（甲第 1 号証「規約」）。原告は、札幌地方裁判所平成 24 年(ワ)第 2049 号・アイヌ遺骨返還請求事件における札幌地裁民事第 5 部の和解勧告に従い、平成 28 年 3 月 25 日の和

解期日において利害関係人として参加し、アイヌ遺骨の返還を受けた主体である（甲第2号証「和解調書」）。

原告には、旧静内町に居住するアイヌが9名所属している。

原告は、2017年3月18日、静内ビュープラザにおいて総会を開催し、北海道大学に対して、別紙遺骨目録記載の全遺骨の返還を求めることを決議した（甲第3号証）。

被告は、旧静内町が合併により新ひだか町となったもので、旧静内町の権利義務を承継している。旧静内町は、昭和30年から31年にかけて静内町都市計画に基づき、静内駅前アイヌ墓地を隣接する和人墓地とともに静内町駒場共同墓地に改葬する事業を行い、また昭和46年から47年にかけて、豊畑共同墓地の改葬事業を行った。

2 訴外北海道大学が遺骨を保持するに至った経緯

訴外北海道大学（以下「北大」という）が、別紙遺骨目録記載の番号469から同661まで計194体の遺骨（以下「本件遺骨」という）を所持するに至った経緯は、別紙「出土等の経緯（発掘・収集その目的とその状況）」欄に記載されている。

この記載によると、本件遺骨のうち、番号469から同629までの計161体は「1956年7月18日静内町『駅前墓地』廃止・墓地改葬に伴い、静内町依頼により医学部第二講座が発掘」し、そのまま北大が所持するようになった。

また本件遺骨のうち番号630から同661までの計33体は、北大医学部解剖学第一講座によって、「1972年静内町『豊畑共同墓地』改葬に伴って発掘」し、そのまま北大が所持するに至った。

3 本件遺骨に関する発掘経緯

被告の管内には、アイヌ共同墓地と称される墓地が 10 か所存在する（甲第 4 号証「静内町史」）。この中には、既に改葬されてしまった静内駅前アイヌ墓地は含まれていない。

(1) 静内駅前アイヌ墓地改葬事業

静内駅前アイヌ墓地は、和人墓地と隣接していたところ、昭和 30 年から 31 年にかけて静内町都市計画に基づき、和人墓地とともに静内町駒場共同墓地に改葬された。

甲 4 によると「この無縁故アイヌ墓地を、昭和 31 年 8 月から 10 月に移葬したが、その作業は、静内町、北海道大学医学部第二解剖教室（責任者児玉作左衛門教授）、日高郷土史研究ケパウの会、静内高等学校郷土研究部の 4 団体が行い、人骨の学術調査は、北海道大学医学部が担当した」とされている。別紙遺骨番号 469 から同 629 までの計 161 体は、この静内駅前アイヌ墓地改葬事業の際に発掘された遺骨である。

甲第 5 号証は、北大が作成した「北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書」である。この 56 ページでは静内駅前アイヌ墓地について上記町史を引用しつつ、さらに、

「1956年北海道静内郡静内町において9月26日より10月5日の10日間に160余体のアイヌ骨格を発掘することができた。しかも、骨格の保存状態は良好であり、人類学的調査に使用し得るものも100余体という誠に貴重なる資料である。」と記載され、また同ページ中ほどの[3]には、「和人墓地の改葬は809件で、アイヌ墓地の改葬は皆無である」と記載されている。

つまり、被告が行った静内駅前改葬事業に伴って北大によって発掘されたアイヌ遺骨は、「改葬事業」とは名ばかりで、実際は発掘後北大の研究室に持ち去られたということである。

被告は、静内駅前アイヌ墓地改葬事業によって、和人の遺骨や墓地については、新たに建設した駒場共同墓地に移葬し改葬したにもかかわらず、アイヌ人骨については、駒場共同墓地に移葬し改葬することなく、アイヌ遺骨を北大に引き渡したのである。

(2) 豊畑墓地改葬事業

豊畑共同墓地改葬事業については、町史では明らかではないが、甲 5 では、54 ページ冒頭に「静内町は、1972 年に豊畑共同墓地（静内町字豊畑 417 番地）を、現在地（新ひだか町静内豊畑 341、343 の 2 番地）に移転改葬した」とある。

また 51 ページにおいて、「われわれは昭和 31 年以来日高国静内町の 3 箇所の旧墓地（静内駅前、川合、豊畑）から発掘した」と記載され、53 ページでは「医学部収蔵アイヌ人骨の照合調査によって、アイヌ納骨堂内の四肢骨箱 3 箱の中に、豊畑発掘のアイヌ頭蓋骨 32 体が存在することが判明した」とあり、さらに 54 ページでは「1972 年の『静内』出張記録は、豊畑共同墓地改葬が 1972 年であること、頭蓋骨に付随していた紙片（ラベル）裏面の記載『昭和 47 年 7 月調査』と符合する。墓地改葬に際して、解剖学第一講座が 1971 年、1972 年 7 月 16 日～7 月 24 日にアイヌ人骨を発掘・収蔵した証左である。」と記載されている。

以上から、北大の調査によれば、本件遺骨のうち番号 630 から同 661 までの計 33 体は、静内町が 1972 年に行った豊畑墓地改葬事業に「伴って」北大が「発掘」し、そのまま北大が所持するに至ったアイヌ人骨に間違いはない。

北大の記述からも明らかなように、豊畑共同墓地についても被告は改葬事業を行っていたが、アイヌ人骨に関しては、別の墓地に移して埋葬することなく、北大に 33 体のアイヌ人骨を引き渡したのである。

(3) 被告の改葬義務の存在

昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号・墓地、埋葬に関する法律（甲第 6 号証、以下「埋葬法」という）では、2 条 3 項で「『改葬』とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し・・・」とある。つまり「改葬」とは、埋葬されている死体を掘り出し、他の墳墓、すなわち墓地に移葬しなければならないのである。

しかも、改葬によって新たに埋葬する場所は、墓地以外の区域に埋葬してはならない（同法 4 条 1 項）のだから、墓地ではない北大研究室に「移葬」することはありえない。

埋葬法に従えば、被告は静内駅前墓地改葬事業及び豊畑共同墓地改葬事業に際して、すべてのアイヌ人骨を移葬先の町営墓地に移葬すべき義務が存在した。

しかるに、別紙遺骨目録記載の遺骨は、移葬先の町営墓地に移葬せず、北大に引き渡したままになっている。

なお、新ひだか町（旧静内町）への情報公開によって、さらに次の事実が明らかになっており、これらの事実からは被告は改葬に伴いアイヌ遺骨を新墓地に埋葬すべき義務を認識していたものであった。

第 1 に、駅前アイヌ墓地改葬に伴い、北大に移転しなかったアイヌ遺骨について、旧静内町は「残骨」と表現し、これら「残骨」は、誰かがいったんは旧静内町の真歌という場所に慰霊碑を立てて埋葬したものの、管理責任者が不明だったので、昭和 46 年に旧静内町が改葬先である駒場共同墓地の無縁墓に再埋葬した、とあった（甲第 7 号証）。本来、旧静内町のアイヌ遺骨が「無縁故」だったと仮定しても、改葬先の墓地に掘り出したすべてのアイヌ遺骨を改葬すべきであった事実を旧静内町は承知していながら、頭蓋骨を中心として研究に役立つ遺骨を北海道大学医学部研究室に持ち去り、残りの「残骨」についてのみ「埋戻し」していたということである。

第 2 に、豊畑共同墓地の改葬事業に関する情報公開では次の事実が明らかになった。

まず、豊畑共同墓地の改装に伴う被告の発掘は、発掘写真つきの詳細な記録が存在していた（甲第 8 号証の 1 ないし 3）。

次に、この記録によれば、クワ（アイヌの墓標）がたくさん写っている写真があり、発掘当時も墓地として使用されていたことが窺われた。発掘行為は、このクワなどを頼りに発掘したと思われ、発掘の穴がピンポイントで掘られている様子が写っている。そもそもどこに埋葬されているかがわからない場合には、幅をもって広く掘り進むと思われるところ、そのような発掘をしておらず、埋葬されている場所が判明しているかのように、その埋葬場所だけを掘っている様子が写っているのである。

また、旧静内町は、何が無縁墓かの判断基準として、昭和 27 年 8 月の「お盆において墓参の形跡あるものを縁故墓とし、墓参の形跡のないものを無縁墓とする」としている（甲第 9 号証、この文書はおそらく静内駅前アイヌ墓地のことと思われ、豊畑共同墓地もこれを踏襲したと思われる）。しかし、この判断基準は、当該年のたった一月の調査でしかない上、「墓参りはしない」規律を有するアイヌの宗教観、死生観を全く無視するものであった。そもそも被告は改葬墓地がアイヌ墓地であると知っており、旧静内町在住の、その地域のアイヌに問い合わせをすればよいものをそれすらしないで、北海道大学に発掘を依頼したのだった。

さらに、豊畑共同墓地からは、75 体のアイヌ遺骨を発掘しているところ、北大は 33 の頭骨を中心として持ち去っているだけである。残りについて、旧静内町は「無縁墓は町で発掘し、火葬して新墓地に埋葬した」（甲第 10 号証）とある。ここでは第 1 に、被告は北海道静内保健所長に対して北大が 33 体の遺骨を

持っていったことを伏して虚偽の報告をしていたこと、第2に、ここでも「残骨」は旧静内町が新墓地に改葬したことを認めている。被告は、改葬事業において新たな墓地に埋葬しなければならない義務を認識していたにもかかわらず、北海道大学に「寄贈」したことを隠し、33体について故意に新たな墓地に改葬しなかったことが明らかである。

したがって、被告は改葬事業を手掛けた以上、依然として北大が所持する別紙遺骨目録記載の遺骨について、北大から引き渡しを受け、移葬先の町営墓地に移葬すべき義務が埋葬法2条3項によって存在していることになる。

この義務が履行されない限り、本件遺骨は墓地に再埋葬されないまま、つまり「捨てられたまま」和人の手元に置かれる状況が継続していることになる。

4 確認の利益・・・原告のアイヌ遺骨管理権限

民法及び最高裁の判例からすると、遺骨は祭祀承継者がその所有権を有するとされている。しかし、これは古くからの和人の伝統的、社会的慣習（家を中心とする観念）によるものであって、アイヌの伝統的、社会的慣習とは全く異なるものである。

すなわち、アイヌは、そもそも遺骨が「所有権の対象」という考えはなく、したがってまた相続の対象ではなかった。

アイヌの場合、死者が出たときは、コタンという集団が葬儀、埋葬を行うが、埋葬場所は、特定の家の「墓穴」があるわけではなく、Aが所属する家系の墓の隣にBが所属する家系の死者が埋葬され、またその隣にはAが所属する家系の死者が埋葬されるなど、和人のように家ごとに特定の墓所があり、先祖代々その家系の者はその墓所に埋葬される、ということではなかった。墓地は、コタン内の山腹等（大概の場合は川を挟んだ対岸）の場所に造り、コタンの構成員が埋葬されていた。本件の静内駅前の墓地は、コタンの対岸の7メートルほど

の高さの砂丘に作られており、この墓地は江戸時代からアイヌによって使用されていた。

アイヌの埋葬方法は、死者を埋葬した際に、頭部付近に「クワ」と称する木製（ほとんどの場合ハシドイ（ライラックの種類）の木）の墓標を立て、埋葬後はそのまま後ろを振り向かずに墓地を立ち去り、決して墓参りはしない。墓標は朽ちるにまかせた。慰霊は、コタンという集団内でその集団の死者に対して行っていた。墓参りはしないという規律は、安らかに眠る死者の魂をかき乱してはならない、という意味があるようである。

つまり、アイヌの慣習からすれば、遺骨は、コタンが、「墓参りはしない」という厳しい規律の下で管理し、慰霊はコタンという集団が行っていたのである。このことから、祭祀承継者という概念とその観念をアイヌに適用することは、異なる文化風習を押し付けるもので、現代における同化政策そのものであると反論していた。

この点で、甲 4 の静内町史に記載されるような和人の考え方に基づく「無縁故」、あるいは無縁墓という考えは、アイヌには妥当しない。アイヌは墓参りをしない以上、外形上、墓地は和人のいう慰霊もされずに放置されている「無縁故」、あるいは無縁墓と見えても、アイヌからすれば、常にコタンで慰霊しているコタンの死者たちの墓地で、「墓参りはしない」という規律によって安らかに死者が眠っている場所だからである。

このようなアイヌコタンという集団の遺骨管理権限は、明治になる直前まで、コタンという集団が保持していた。各コタンは、イオルと称する特定の排他的支配領域を有し、そこでは独占的漁業権、狩猟権、採取権等の権限を有していた。この排他的、独占的権限の一つとして遺骨管理権があった。これらの権限は法的には先住権（aboriginal title）と表現されている権限である。甲 1 の 2

条の目的に「コタンの再生と復活を目指す」(②項)、「先住権の回復に努める」(③項)とされているのは、このコタンの権限の回復をさしている。

原告の主張からすれば、氏名の特定されている遺骨か否かに関係なく、遺骨が持ち去られた地域のアイヌ集団が存在すればその集団に返還すればよいということになる。

日本政府は、内閣府アイヌ政策推進会議のアイヌ政策推進作業部会の議論として、以下のような考えを持っていることが判明している(甲第 11 号証、「議事録」5 ページ以降)。

ここでは、従前からの祭祀承継者が返還権限を有するという考えから「地域への返還」を認めるという議論がなされ、この「地域への返還」が日本政府の現時点での基本の方針である。

この場合の「地域」という集団については、5 ページ下から 2 段落目に「出土地域に住んでおられる複数のアイヌの人たちによって構成される団体」で「新しく作られる団体も可」、「法人格の有無は問わない」としている。

したがって、現時点での国の方針からしても、原告は、本件遺骨の返還を受ける主体である。

したがって本件では、静内地方を中心とするアイヌの集団が、かつてのアイヌコタンの権限を承継する集団であって、本件遺骨に関して遺骨管理権を有するのである。

原告は、この遺骨管理権を根拠に被告に対し、被告の改葬義務の存在を確認する利益を有している。つまり、原告はこの遺骨管理権限を根拠に、被告に対して、改葬されるべき墓地の提供を求める権利を有しているのである。

5 結論

以上から、原告は被告に対し、被告が、別紙墓地改葬事業 1 及び 2 に関して、別紙遺骨目録記載の全遺骨の改葬義務を負うことを確認することを求める。

証 拠 方 法

| | |
|------------|--------------------------------|
| 甲第 1 号証 | 『コタンの会』規約 |
| 甲第 2 号証 | 和解調書 |
| 甲第 3 号証 | コタンの会総会議事録 |
| 甲第 4 号証 | 静内町史 |
| 甲第 5 号証 | 北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（抜粋） |
| 甲第 6 号証 | 墓地、埋葬に関する法律 |
| 甲第 7 号証 | 伺「真歌史跡内にあるアイヌ系住民の遺骨・供養について」 |
| 甲第 8 号証の 1 | 豊畑墓地発掘写真 |
| 甲第 8 号証の 2 | 豊畑アイヌ墓地頭位及び深さ一覧表 |
| 甲第 8 号証の 3 | 豊畑アイヌ墓地頭位及び深さ |
| 甲第 9 号証 | 伺「現行墓地の墳墓の数調査について」 |
| 甲第 10 号証 | 墓地廃止許可申請書 |
| 甲第 11 号証 | 第 30 回「政策推進作業部会」議事概要 |

付 属 書 類

| | |
|-------|-------|
| 甲号証写 | 各 1 通 |
| 訴訟委任状 | 1 通 |

別紙

墓地改葬事業 1

期間 昭和 30 年から昭和 31 年（ただし未完）

改葬の場所 静内駅前アイヌ墓地から駒場共同墓地

事業主体 被告

墓地改葬事業 2

期間 昭和 46 年から昭和 47 年（ただし未完）

改葬の場所 豊畑共同墓地（旧静内町字豊畑 417 番地）から

豊畑共同墓地（新ひだか町静内豊畑 341、343 番の 2 番地）

事業主体 被告